

## 京都スタジアム（仮称）基本設計業務に係る 公募型技術提案（プロポーザル）募集要領

京都スタジアム（仮称）基本設計業務に係る公募型技術提案（プロポーザル）の募集に関する詳細は、下記のとおりです。

### 記

#### 1 業務概要

- (1) 業務名 京都スタジアム（仮称）基本設計業務
- (2) 業務内容 京都スタジアム（仮称）の本体建物等の規模や配置、外観、また、諸室及びにぎわい施設の機能・規模、さらには概算事業費や費用対効果などを明らかにするための基本設計を行う。また、施設概要は別紙のとおり。

#### 2 技術提案に参加する者に必要な資格

技術提案に参加する者は、公告日現在において、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録をしていること。
- (3) 平成 26 年度京都府測量等業務指名競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 直接かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が 10 名以上所属していること。
- (5) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、技術提案に参加する者と直接かつ 3 箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。また、管理技術者は、一級建築士の資格を取得後、10 年以上の実務経験があること。
- (6) 平成 6 年度以降に完工のサッカー場、ラグビー場、アメリカンフットボール場、陸上競技場及び野球場で、観客席（固定席に限る。以下同じ。）10,000 席以上の規模を有する施設の新築又は改築（当該改築部分の観客席が 10,000 席以上に限る。）に係る基本又は実施設計業務の元請けとして実績があること。
- (7) 本件業務の参加表明書、技術提案書等の提出期限日において、京都府の指名競争入札について指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法という。」）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 次のいずれかに該当する者
    - (ア) 法人の役員等が暴力団である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
    - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (10) (9) に該当する者の依頼を受けて参加する者でないこと。

### 3 業務委託業者の選定等

#### (1) 技術提案書の提出を求める者の選定に係る評価項目

評価項目	評価事項
ア 事務所の実力	業務実績の種別及び規模
イ 担当チームの能力 (技術職員の経験及び能力)	管理技術者及び主任技術者の資格・経験 管理技術者及び主任技術者の業務実績の種別及び規模 管理技術者及び意匠担当技術者の繁忙度

#### (2) 委託候補者の特定に係る評価項目

評価項目	評価事項
ア 担当チームの対応 (業務の実施方針・手法及び提案)	企画意図の理解、実施手順の明確性 実施方針の妥当性(的確性、機能性、成果達成の期待度、実現度) 工程計画及び動員計画の妥当性 経費の見積価格
イ 事務所の実力	業務実績の種別及び規模
ウ 担当チームの能力 (技術職員の経験及び能力)	管理技術者及び主任技術者の資格・経験 管理技術者及び主任技術者の業務実績の種別及び規模 管理技術者及び意匠担当技術者の繁忙度

※(2)イ及びウは、技術提案書の提出を求める者の選定時に採点

(3) 適切な提案がない場合等においては、候補者の特定は行わない。

(4) 委託候補者の特定において、同点の場合は、経費の見積価格が低い方を上位とする。

### 4 手続等

#### (1) 発注者の表示及び担当組織の名称等

発注者 京都府  
契約担当者 京都府知事

(技術提案に関する事務を担当する組織の名称、所在地等)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府文化環境部スポーツ振興課(京都府庁2号館1階)  
電話番号 075-414-4284 ファクシミリ番号 075-414-4285

(2) 参加表明書の提出

ア 参加表明時の提出書類は、参加表明書及び技術提案書作成要領（以下「作成要領」という。）により作成の上、提出すること。

イ 質問書の受付等

(ア) 質問は、作成要領の様式2（質疑書）を持参、郵送（書留郵便に限る）又はファクシミリにて送信すること。

なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号を併記すること。

(イ) 受付先 (1) に同じ。

(ウ) 受付期間 平成26年9月8日（月）正午まで

(エ) 回答 平成26年9月10日（水）までにファクシミリにて回答予定

(3) 技術提案書作成に関する質疑回答

ア 技術提案書の提出書類は、作成要領により作成の上、提出すること。

イ 質問書の受付等

(ア) 質問は、作成要領の様式2（質疑書）を持参、郵送（書留郵便に限る）又はファクシミリにて送信すること。

なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号を併記すること。

(イ) 受付先 (1) に同じ。

(ウ) 受付期間 平成26年10月1日（水）正午まで

(エ) 回答 平成26年10月3日（金）までにファクシミリにて回答予定

なお、質問は、(4)の技術提案書提出要請を受けた者からに限り受け付ける。

(4) 技術提案書提出要請の通知

技術提案書の提出を求める者として選定された者には、選定通知書（提案課題、提出様式、技術提案書作成注意事項書等を含む。）を送付する。

(5) 非選定及び非特定の通知

技術提案書の提出を求める者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうち委託候補者として特定されなかった者に対して、その結果及びその理由を書面により通知する。

(6) 辞退に係る取扱い

技術提案書の提出者となる者が、技術提案書の提出を辞退する場合は、技術提案書の提出期限までに辞退できるものとする。

この場合、具体的な理由を付した辞退届を提出しなければならない（様式任意）。

5 技術提案書の作成及び提出に要する経費  
提出者の負担とする。

6 技術提案書に係るヒアリングの実施

日時、場所、留意事項等は、技術提案書の提出を求める者の選定後、別途通知する。

7 スケジュール（予定）

平成26年 9月 3日(水) 参加表明書交付、受付

～9月18日(木)

9月 8日(月) 参加表明書に係る質疑受付の締切

9月10日(水) 同回答

9月22日(月) 技術提案書提出要請の通知

10月 1日(水) 技術提案書に係る質疑受付の締切

10月 3日(金) 同回答

10月14日(火) 技術提案書提出期限

10月 下旬 技術提案書に係るヒアリング

10月 下旬 特定・非特定通知、特定者との見積り合わせ

11月 初旬 契約締結

なお、以上のスケジュールは事情により変更する場合がある。

8 その他

(1) 無効又は失格となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の①から⑦までの一つに該当する場合には無効となること  
がある。

なお、⑧については採点を行わず失格とする。

① 公示内容に適合しないもの。

② 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。

③ 作成要領に指定する作成様式又は記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

④ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

⑤ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

⑥ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

⑦ 虚偽の内容が記載されているもの。

⑧ 技術提案書において、府の業務委託料（見積限度額）を超える提案をした者。

(2) 建設工事等の受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含  
む。）と資本、人事面等において関連があると認められる製造業又は建設業の企業は、  
本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

(3) 参加表明書及び技術提案書の取扱等

- (ア) 提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合又は技術提案書の提出を求める者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出することはできない。
- (イ) 提出された参加表明書及び技術提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (ウ) 技術提案書を提出する建設コンサルタント等が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は、学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記するものとする。
- (エ) 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (オ) 提出された技術提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用については、提案者の責任において行うものとする。  
なお、提出された技術提案書は、委託候補者の特定のために必要な範囲内において複製を作成する。
- (カ) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え又は再提出は認めない。  
また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (キ) 参加表明書は返却及び公表しないものとする。
- (ク) 提出され、特定した技術提案書は返却しない。  
なお、特定しなかった技術提案書は、技術提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- (ケ) 技術提案書の提出を求める者として選定された者を公表することがある。
- (コ) 提出された技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (サ) 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。

## 施 設 概 要

- 1 施 設 名 称 京都スタジアム（仮称）
- 2 敷地の場所 亀岡市保津町地内（京都・亀岡保津川公園内）
- 3 施 設 用 途 スタジアム（平成21年国土交通省告示第15号 別添二第三号第2類）
- 4 設計と条件

### (1) 敷地の条件

- a 敷地の面積 約 13.9 ha（都市計画公園全体の面積）
- b 用途地域及び地区の指定  
市街化調整区域、都市計画公園、法第22条地域

### (2) 施設の条件

- a 施設の規模 入場可能数 25,000 人程度
- b 主要構造 設計時に検討

### c 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日付け国営計第76号・国営整第123号・国営設第101号）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- 1) 構 造 体 II類
- 2) 建築非構造部材 A類
- 3) 建 築 設 備 乙類

### (3) 参考資料

- ・「京都スタジアム（仮称）の整備に向けて〈案〉（平成25年5月）」
- ・「京都スタジアム（仮称）を核としたにぎわいと施設運営について（案）（平成25年12月）」
- ・その他、京都府文化環境部スポーツ振興課のホームページを参照のこと。